

# 第2回会津若松市簡易水道事業経営審議会

日 時 令和5年11月28日(火)  
午後1時30分～  
場 所 会津若松市生涯学習総合センター  
研修室2

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 審 議

(1) 報告事項

①令和4年度経営状況について

②事業実績・進捗状況について

(2) その他

4 閉 会

## 令和5年度 簡易水道事業経営審議会 委員一覧

(敬称略)

No.	区分	委員名	備考
1	簡易水道 施設使用者	西田面町内会 湊地区 西田面町内会 区長 星 一夫	
2		下馬渡町内会 湊地区 下馬渡町内会 区長 佐々木 廣好	
3		東田面町内会 湊地区 東田面町内会 区長 鈴木 衛	
4	学識経験者	税理士 東北税理士会 会津若松支部 支部長 上杉 雅明	
5		大学教授 会津大学短期大学部 産業情報学科 准教授 加藤 秋人	会 長
6	その他	上下水道事業 経営審議会委員 東北電力株式会社会津若松支社 副支社長 佐久間 隆	
7		湊地区関係団体 特定非営利活動法人 みんなと湊まちづくりネットワーク 理事長 小檜山 昭一	副会長
8		湊地区関係団体 (会津森林管理署) 湊森林管理事務所 森林整備官 高柳 修延	
9		公募委員 鈴木 けい子	
10	公募委員 星 健一		

任期：令和5年7月5日から令和7年7月4日まで

# ①令和4年度 簡易水道事業の経営状況

(1) 配水量及び有収水量 (単位:m<sup>3</sup>、千円)

	令和3年度	令和4年度	割合	対前年度比	
総配水量	56,707 m <sup>3</sup>	56,318 m <sup>3</sup>		△ 389 m <sup>3</sup>	99.3
総有収水量	44,931 m <sup>3</sup>	44,583 m <sup>3</sup>		△ 348 m <sup>3</sup>	99.2
有収率(%)	79.2%	79.2%		0.0%	—
簡易水道料金(税込み)	3,465 千円	3,466 千円		1 千円	100.0

(2) 収支比較 (税込み) (単位:千円)

科 目		令和3年度	令和4年度	割合	対前年度比	
収益的収入	1営業収益	14,700	16,968	69.5	2,268	115.4
	2営業外収益	4,642	7,455	30.5	2,813	160.6
	3特別利益	27	0	0.0	△ 27	0.0
	簡易水道事業収益計	19,369	24,423	100.0	5,054	126.1
収益的支出	1営業費用	15,469	17,556	99.6	2,087	113.5
	2営業外費用	65	62	0.4	△ 3	95.4
	3特別損失	0	4	0.0	4	—
	簡易水道事業費用計	15,534	17,622	100.0	2,088	113.4
当期純利益		3,835	6,801	—	2,966	177.3

他会計負担金 +2,427

他会計負担金 +2,718

委託料 +1,971

資本的収入	1企業債	0	0	—	0	—
	2出資金	194	2,355	100.0	2,161	1,213.9
	資本的収入計	194	2,355	100.0	2,161	1,213.9
資本的支出	1建設改良費	0	2,200	34.1	2,200	—
	2企業債元金償還金	1,450	4,250	65.9	2,800	293.1
	資本的支出計	1,450	6,450	100.0	5,000	444.8
収入が支出に不足する額		1,256	4,095	—	2,839	326.0

他会計出資金 +2,161

委託料 +2,200

H30・R元借入分(法適債)の償還開始による増

収入が支出に不足する額4,095千円は、引継金2,656千円及び過年度分損益勘定留保資金1,439千円で補填した。

《参考》 当期純利益及び繰越欠損金 (単位:円)

項 目	簡易水道
令和4年度純利益	6,801,496
令和3年度末繰越欠損金(特別会計より引継)	△ 22,502,562
令和4年度末繰越欠損金	△ 15,701,066

令和4年度の純利益により繰越欠損金を補填

## ②事業実績・進捗状況について

### 【令和4年度事業実績】

事業名	1. 試掘調査業務委託	2. 配水池点検・清掃業務委託
目的	配水管の試掘調査を実施し、管路の外面の劣化状況や接手の経年状況を把握し、更新計画の策定に必要なデータとする。（東田面2箇所、下馬渡2箇所、西田面1箇所 計5箇所）	配水池の内部の点検を実施し、内面の劣化状況を把握し、更新計画の基礎データとする。水道法に基づく配水池内部の点検及び清掃を行う。
業務委託期間	令和4年7月13日 ～令和4年11月10日	令和4年11月4日 ～令和5年1月23日
業務委託費	2,200,000円	1,835,900円
東田面地区 配水池 18.0m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水管の劣化度は高い</li> <li>・配水池出口はリスクが大きい</li> <li>・集落内に布設されている配管について更新することが望ましい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積物の量は少なかった</li> <li>・バルブ類の動作は発錆の状況より難しい</li> <li>・全体のコンクリートの劣化及び漏水は見られなかった</li> </ul>
下馬渡地区 配水池 21.0m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水管の劣化度が高い</li> <li>・更新時の断水などリスクが大きい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配水池底面に約3～5cm程度の堆砂があった</li> <li>・バルブ類の動作は発錆の状況より難しい</li> <li>・底部及び付近のコンクリートは劣化が進んでいたが、漏水等は見受けられない</li> </ul>
西田面地区 配水池 27.0m <sup>3</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象の延長が短いことなどから更新順位は下位</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堆積物の量は少なかった</li> <li>・バルブ類の動作は発錆の状況より難しい</li> <li>・全体のコンクリートの劣化及び漏水は見られなかった</li> </ul>
作業状況	<p><b>東田面地区試掘状況</b></p> 	<p><b>下馬渡地区配水池点検・清掃状況</b></p> 

## 【令和5年度事業進捗状況】

### ■整備手法検討調査業務委託（受注者：日本水工設計株式会社 福島事務所）

#### 1) 目的

『会津若松市簡易水道事業経営戦略（令和3年3月）』では、市営簡易水道の施設整備と近隣の民営簡易水道なども踏まえた管理のあり方を課題としている。また、簡易水道をはじめ湊地区には多くの水道（給水）施設が点在しており、今後においては、更新に迫られた施設を含め、合理的な水運用が求められている。この状況を踏まえて、課題解消に向けた効率的かつ効果的な整備計画の立案を目指す。

#### 2) 概要

- ① 対象区域：福島県会津若松市湊町地内
- ② 委託期間：令和5年6月1日～令和6年3月16日

#### 3) 業務内容

業務内容	具体的な内容
① 基本方針の策定	・ 現況の把握、水需要予測 ・ 事業分析・評価、課題の抽出
② 整備内容の検討	・ 整備案の抽出、整備案の作成
③ 資産の現状・将来見通しの把握	・ 資産の現状把握 ・ 更新需要・更新時期の算定 ・ 財政収支見通し
④ 基本事項の設定	・ 計画年次、計画給水区域、計画給水人口、給水量の設定
⑤ 施設の整備手法の検討	・ 官民連携の導入可能性調査

### ■配水池流入量調査業務（受注者：株式会社興栄設備）

#### 1) 目的

上記「整備手法検討調査業務委託」における施設整備の検討に必要な、現在の水源からの流入量を把握する（定期的に継続して計測）。

#### 2) 概要

- ① 対象施設：市営簡易水道事業（東田面・下馬渡・西田面）の配水池
- ② 委託期間：令和5年8月～令和6年3月

○会津若松市簡易水道事業経営審議会条例

令和2年9月23日  
会津若松市条例第25号

(設置)

第1条 簡易水道事業を適正かつ円滑に運営するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、会津若松市簡易水道事業経営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、簡易水道事業の経営に係る必要な事項について調査審議し、その結果を答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 簡易水道施設の利用者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1号に掲げる者のうちから委嘱された委員は、前項の規定にかかわらず、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。